

事 務 連 絡
令和 3 年 7 月 7 日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）

先般、令和 3 年 6 月 10 日付けの大臣官房危機管理官事務連絡「職場における積極的な検査等の実施について」において、職場における抗原簡易キット等を活用した検査の実施について所管事業者・団体等への周知をお願いし、同月 28 日付けの大臣官房危機管理官事務連絡「職場における積極的な検査等の実施手順（第 2 版）について」において、検査を管理する従業員がいること、連携医療機関の名称などを記載した確認書を医薬品卸売販売業者に提出することにより、事業者が抗原簡易キットを購入できる旨をお示ししたところです。

こうした中で、事業者における抗原簡易キットを活用した検査についての取組状況を把握し、今後の取組に活用することを目的として、当面の間、事業者が抗原簡易キットを購入する場合は、購入個数等について内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室に報告をお願いしたい旨、別添のとおり通知がありました。

（なお、報告の有無は抗原簡易キットの購入可否に影響を与えるものではありません。）

つきましては、各局等におかれては、事業者が抗原簡易キットを購入する際における内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室への報告について、以下に示す報告用のリンクとともに、所管事業者・団体及び独立行政法人等に対し周知いただくようお願いいたします。

○報告用リンク

<https://www13.webcas.net/form/pub/cas/form01>

（フォームの質問事項は 5 問で、回答にかかる時間は 5 分程度です。）

（別添）内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡
「職場における積極的な検査等の実施について（報告依頼）」

（参考）厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部
内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室 事務連絡
「職場における積極的な検査等の実施手順（第 2 版）について」